

最低制限価格及び調査基準価格の算出に用いる係数の改正について（お知らせ）

令和 8 年 4 月
下関市上下水道局

このたび、「下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領」及び「下関市上下水道局低入札価格調査実施要領」を一部改正しましたので、お知らせします。

※改正後の各要領は下関市ホームページの「下関市上下水道局工事入札発注掲示板」－「入札基準等」に掲載していますのでご確認ください。

1 改正内容

最低制限価格及び調査基準価格の算出に用いる係数を下記のとおり改正します。

区 分	改正前（現行）	改正後
共通仮設費	9/10	10/10
一般管理費等	7/10	7.5/10

※直接工事費、現場管理費に用いる係数の改正はありません。

※建設工事に関する調査設計等業務委託に用いる係数の改正はありません。

2 適用年月日

令和8年5月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。